

# 北九州市ゼロカーボン・ドライブ（EV スクールバス）導入推進補助金について

## 1 目的

北九州市は、2050年（令和32年）の脱炭素社会の実現に向けて、2020年（令和2年）10月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2021年（令和3年）8月に改定した「北九州市温暖化対策実行計画」においても、市の率先実行として公用車への電動車導入を積極的に進めることとしています。

この補助金は、北九州市内で運行するスクールバスにおいてもEV化を図り、官民連携による地域脱炭素モデルの戦略的横展開として、脱炭素社会の実現に資するモデル的な取組を進めることを目的としています。

## 2 補助概要

### (1) 補助対象者

北九州市内でスクールバスを運行するためにEVスクールバスを調達する事業者（以下、「事業者」という。）とします。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象者とすることができません。

① 市税を滞納しているもの

② 北九州市暴力団排除条例（平成22年北九州市条例第19号）第6条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当するもの

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

エ 暴力団員が役員となっている団体

オ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が役員となっている団体

### (2) 補助対象となる事業及び案件、補助率等

補助対象となる事業及び案件、補助率等は環境省が定める地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領に記載の事業のうち、次表によるものとします。

補助対象 事業の区分	補助要件	補助率
EVスクールバス	1 車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。ただし、再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合には、その不足分について再エネ電力証書の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行っても可とする。 2 車両は大型車（注1）とする。 3 バスをベース車両として架装物等電力構造以外の部分を変更した特殊車両も含む。 4 自家用であること	1/2

（注1）大型車とは、国土交通省が定めた「車両の長さ9メートル以上または旅客席数50人以上の車両」をいう。

### （3）補助対象経費

補助対象となる経費は、次のとおりとします。なお、第三者所有方式かつ当該車両の走行に要する年間消費電力量を全て再生可能エネルギーで賄う事業に当該車両を活用することを条件とします。

・北九州市内で運行するEVスクールバス調達にかかわる経費

（注意）交付決定日以降に事業を開始（発注等）し、令和7年3月7日（金曜日）までに事業が終了する経費のみを補助対象とします。

（注意）同一の事業内容で国など他の補助金等と重複して補助を受けることはできません。

### （4）補助上限額

予算の範囲内の金額とします。

## 3 補助金の交付申請

事業者は、補助金交付申請書（様式1）及び必要書類を添えて提出してください。

この交付申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び仕入控除税額を減額して交付申請しなければなりません。

ただし、申請時において当該消費税及び仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

#### 4 申請期間

令和6年5月31日(金曜日)から令和6年6月28日(金曜日)16時00分締切

(注意) 窓口での受付時間 9時00分から16時00分

(注意) 郵送・窓口持参の場合、土曜日・日曜日・祝日を除きます。

(注意) 受付期間を過ぎた場合は受理できませんのでご注意ください。

(注意) 申請期間中であっても、予算上限に達し次第募集を終了させていただきます。

#### 5 提出方法および問い合わせ先

##### (1) 提出方法

郵送、窓口（宛先、提出先は下記のとおり）

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎東棟6階 教育委員会学事課

(注意) 郵送提出いただいた際は、確認のためお電話にてご連絡ください。

##### (2) 問い合わせ先

教育委員会学事課

電話：093-582-2378 FAX：093-581-5860

メールアドレス：kyou-gakuji@city.kitakyushu.lg.jp